

医療費が高額になったときは？

1 か月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

限度額は、世帯の所得区分によって異なります。

70 歳未満の人の場合

■自己負担限度額（月額）

所得区分	3 回目までの限度額	4 回目以降の限度額※
一 般	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
上位所得者	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %	83,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

70 歳以上 74 歳以下の人の場合

■自己負担限度額（月額）

	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
現役並みの 所得がある人	44,400 円	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1 % を加算 (4 回目以降は 44,400 円※)
一 般	12,000 円 (平成 24 年 4 月からは 24,600 円に変更される 予定)	44,400 円 (平成 24 年 4 月からは 62,100 円(4 回目以降は 44,400 円)に変更される予定)
低所得者Ⅱ (注 1)	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (注 2)		15,000 円

※は、過去 12 か月間に 1 つの世帯での支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額です。

(注 1) 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である人

(注 2) 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いたときに 0 円となる人



●払い戻しを受けられます(通院・入院の場合)

該当する人には、受診・入院した月の 2 か月後に、通知をお送りします。通知が届き次第、役場保険課で申請していただくことになります。

申請のときに医療費の領収証が必要になりますので、大切に保管しておいてください(医療費の領収証がない場合は、払い戻しができません)。

●医療機関等窓口での負担が抑えられます(入院のみ)

「限度額適用認定証」の提示で、窓口での負担が限度額までとなります。あらかじめ保険課に交付申請をしてください(保険税の滞納がある人は、交付できない場合もあります)。

なお、70 歳以上 74 歳以下の人は、非課税世帯にのみ、「限度額適用認定証」の交付があります。